

統合新病院整備工事

入札説明書

令和4年（2022年）1月

市立伊丹病院
公立学校共済組合

目次

第1 <u>工事について</u>	1
第2 <u>入札説明書の定義</u>	1
第3 <u>本工事の概要</u>	1
1 <u>対象となる公共施設の概要</u>	1
2 <u>発注者の名称</u>	3
3 <u>本工事の業務範囲</u>	3
4 <u>契約期間</u>	3
5 <u>工事スケジュール（予定）</u>	3
6 <u>工事監理業務</u>	3
第4 <u>事業者の募集及び落札者選定に関する事項</u>	4
1 <u>募集及び選定の方法</u>	4
2 <u>募集及び選定のスケジュール</u>	4
3 <u>募集手続等</u>	4
4 <u>入札参加者の備えるべき参加資格要件</u>	9
5 <u>落札者の選定</u>	13
6 <u>提示条件</u>	14
第5 <u>その他本事業の実施に関し必要な事項</u>	16
1 <u>情報の公表</u>	16
2 <u>担当部局</u>	16
3 <u>問合せ・メール等について</u>	16

《別添資料》

- 別紙資料 1 ステップ及び工程表
- 別添資料 2 落札者決定基準
- 別添資料 3 提案書作成要領兼提案様式集
- 別添資料 4 請負契約書（案）

第1 工事について

統合新病院整備工事とは、次に掲げる工事からなるものとする。

- ① (仮称) 伊丹市立伊丹総合医療センター整備工事
- ② (仮称) 公立学校共済組合からだところの健康センター整備工事

第2 入札説明書の定義

この入札説明書は、市立伊丹病院伊丹市病院事業管理者及び公立学校共済組合理事長（以下「発注者」という。）が統合新病院整備工事（以下「本工事」という。）を実施するに当たり、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を対象に配布するものであり、入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が、入札条件を遵守し、入札手続を行うために定めるものである。

工事全体の計画は、概ね別添資料1「ステップ及び工程表」とする。

なお、入札説明書と併せて公表する別添資料2「落札者決定基準」、別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」、別添資料4「請負契約書（案）」は、本書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

第3 本工事の概要

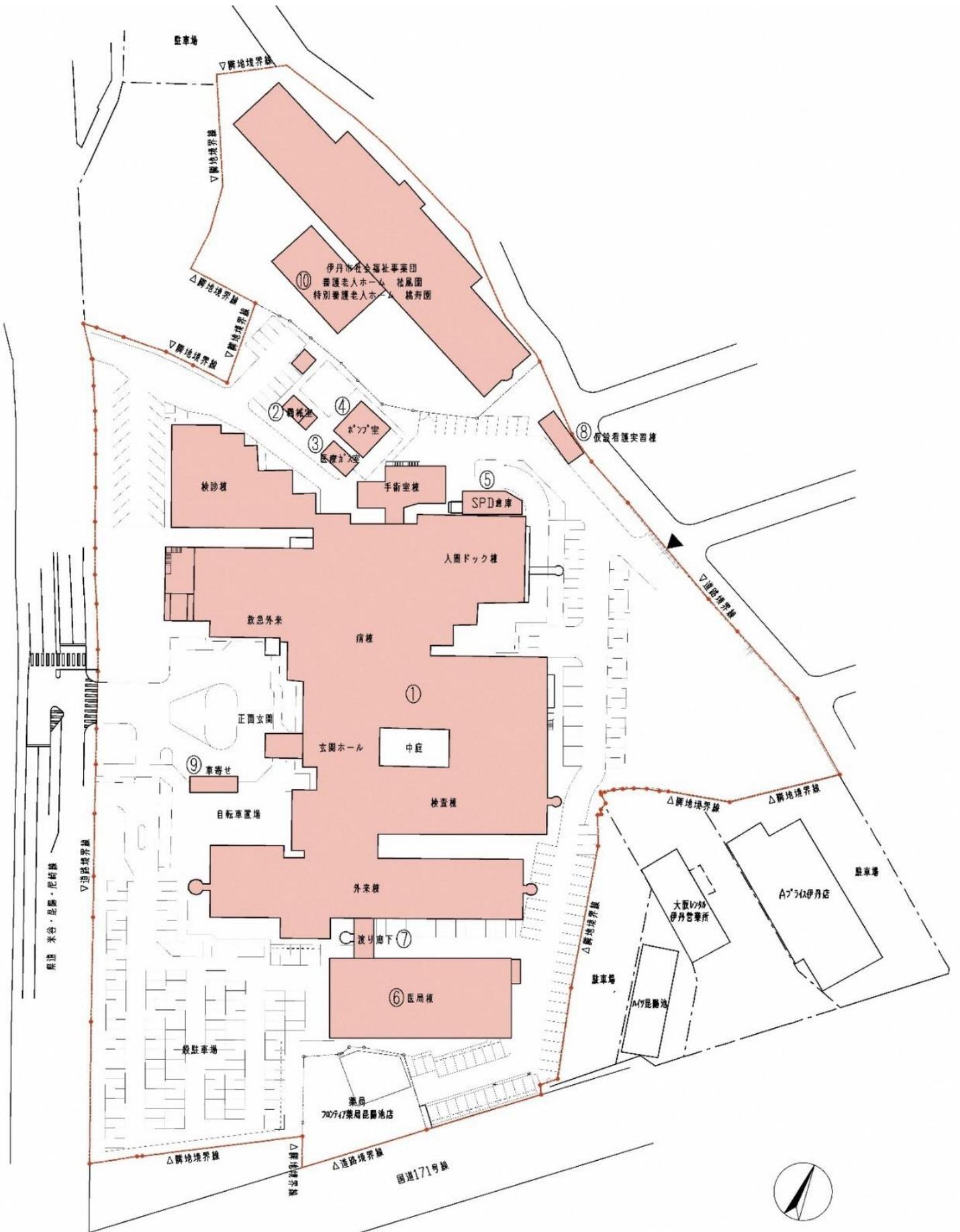
1 対象となる公共施設の概要

(1) 計画敷地概要

計画敷地の概要を以下に示す。また、市立伊丹病院の現況については、図-1に示す。

所在地 : 伊丹市昆陽池1丁目100番他
敷地面積 : 29,559.52 m²
用途地域 : 第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域
建ぺい率 : 60%
容積率 : 200%
日影規制 : 4時間 - 2.5時間 (測定面高さ+4.0m)
高度地区 : 第2種高度地区、第3種高度地区
防火地域 : 法第22条区域

【図-1】



2 発注者の名称

市立伊丹病院 伊丹市病院事業管理者 中田 精三
公立学校共済組合 理事長 金森 越哉

3 本工事の業務範囲

本工事の範囲は、概ね以下の通りとする。

(1) 統合新病院整備工事

- ① 東棟整備工事Ⅰ期
- ② 東棟整備工事Ⅱ期
- ③ 西棟整備工事
- ④ 連絡棟整備工事
- ⑤ 駐車場整備工事
- ⑥ 立体駐車場整備工事
- ⑦ 職員宿舎・保育所棟整備工事Ⅰ期
- ⑧ 職員宿舎・保育所棟整備工事Ⅱ期
- ⑨ 本館棟整備工事
- ⑩ 松風園・桃寿園解体工事
- ⑪ 医局棟解体工事
- ⑫ 病院棟解体工事
- ⑬ 外来・検査棟解体工事

(2) 統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）調整業務

本工事に伴う統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）（別途工事）との総合調整業務

(3) 省エネ性能評価支援業務

「第4-6-(5)-⑤」に関する申請資料及び図面作成等の協力

(4) その他関連業務

- ① 資料等の作成
- ② その他、入札説明書及び設計図書に記載する業務

4 契約期間

本事業の契約期間は、契約の締結日（令和4年（2022年）3月末予定）から令和9年（2027年）3月31日までとする。

5 工事スケジュール（予定）

工事に当たっての目標スケジュールは、別添資料1「ステップ及び工程表」のとおりとする。

第4 事業者の募集及び落札者選定に関する事項

1 落札者選定の方法

落札者選定に当たっては透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価、提案内容等を総合的に評価する制限付き総合評価一般競争入札を採用する。

2 募集及び選定のスケジュール（予定）

募集及び選定にあたってのスケジュールは、表－1のとおりとする。

【表－1】

	日程	内容
令和4年 (2022年)	1月6日(木)	入札公告、入札説明書等の公表
	1月7日(金)～1月19日(水)	設計図書等の貸与
	1月7日(金)～1月12日(水)	入札参加資格に関する質問の受付
	1月14日(金)	入札参加資格に関する質問の回答
	1月7日(金)～1月19日(水)	入札参加資格確認申請書の受付
	1月25日(火)	入札参加資格確認通知
	1月25日(火)～2月2日(水)	入札参加資格に対する説明要求の受付
	2月4日(金)	入札参加資格に対する説明要求の回答
	1月26日(水)～1月31日(月)	設計図書等に関する質問の受付
	2月15日(火)	設計図書等に関する質問の回答
	1月25日(火)～3月17日(木)	入札辞退の受付
	3月16日(水)～3月17日(木)	技術提案書及び入札書の受付
	3月28日(月)	ヒアリング審査
	3月29日(火)	落札者の決定

3 募集手続等

(1) 設計図書等の貸与

発注者は、入札参加資格を有する者かつ入札に参加する意思のある者に限り「統合新病院整備工事」に関する設計図書等の貸与を行う。

- 貸与書類： 設計図面、参考数量明細書、現場説明事項
- 貸与方法： 別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」の「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入の上、経営規模等評価結果通知書の写しとともに、「第5-2担当部局」に持参し提出すること。提出の際に担当者がその場で内容確認を行い、提出書類に不備等がなければ設計図書等の配布を行う。提出者は入札に参加しようとする者の組織に所属している者とし、提出時にそれが確認できる物（社員証等）を提示すること。必要に応じて事務局がコピーをとる。
設計図書等は電子データを収めたDVDにて配布する。
- 貸与期間： 令和4年（2022年）1月7日（金）～1月19日（水）
（土日祝日を除く、午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く））
- 返却期限： 貸与された設計図書等は令和4年（2022年）3月28日（月）午後5時までに担当部局まで返却すること。
- 注意事項： 提出書類を持参する際は、事前に担当部局まで電話すること。
（土日祝日を除く、午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く））
貸与資料については、貸与期間中、貸与を受けた者の責任において管理すること。また、本事業入札手続以外の目的で使用しないこと。

(2) 入札参加資格に関する質問の受付及び回答

- ① 入札説明書等に記載された入札参加資格に関する質問を次の要領で受け付ける。
これ以外の方法による質問の提出は無効とする。

なお、入札参加資格に関する以外の質問については、「(6) 設計図書等及び入札参加資格以外に関する質問の受付及び回答」に示す受付期間にて受け付ける。

- 提出方法： 別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」の「入札参加資格に関する質問書」（様式2-5）に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、「第5-2担当部局」に提出すること。

なお、メールタイトルは「入札参加資格に関する質問（会社名記入）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

- 提出期限： 令和4年（2022年）1月12日（水）午後5時必着のこと。

- ② 発注者の判断により、質問の提出を行った事業者に対してその内容についてヒアリングを行うことがある。

- ③ 入札参加資格に関する質問の受付にて提出された質問に対する回答は、令和4年（2022年）1月14日（金）に電子メールにて個別に回答する。

(3) 入札参加資格確認申請書の受付及び資格審査結果（一次審査）の通知

- ① 入札参加希望者は、本工事に関する入札参加資格確認申請書及び参加資格審査に必要な書類（別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」の様式2-1～2-4）を別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」に従い作成の上、「第5-2担当部局」に提出すること。また、設計図書の貸与を受けた者のうち、入札参加資格確認申請書の提出をしない者は、以下の提出期限までに貸与書類を返却するとともに、入札参加資格確認申請書の提出をしない旨を記した書類（任意書式）を提出すること。

- 提出方法： 封筒の表に「統合新病院整備工事に係る一次審査書類在中」と朱書きして、持参すること。提出者は入札参加しようとする者の組織に所属している者とし、提出時にそれが確認できる物（社員証等）を提示すること。必要に応じて事務局がコピーをとる。

- 提出期限： 令和4年（2022年）1月19日（水）午後5時必着のこと。

なお、受付は期間中の土日祝日を除く、午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）とする。

- ② 資格審査の結果は、全ての入札参加資格確認申請書提出者に、令和4年（2022年）1月25日（火）に電子メールにて通知する。

- ③ 資格審査にて失格となった入札参加資格確認申請書提出者は、失格となった理由について、次のとおり、電子メールにより説明を求めることができる。

なお、提出先は「第5-2担当部局」とする。

- 提出方法： 電子メールにて説明要求書（任意様式）を提出すること。メールタイトルは「統合新病院整備工事に係る説明要求書（会社名記入）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 提出期間： 令和4年（2022年）1月25日（火）～2月2日（水）午後5時必着のこと。
- 回答期日： 令和4年（2022年）2月4日（金）に電子メールにて回答する。

（4）入札の辞退

入札参加資格を有する通知を得た入札参加者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札を辞退する場合は、別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」の「入札辞退書」（様式2-6）を次のとおり、「第5-2担当部局」に提出すること。

- 提出方法： 封筒の表に「統合新病院整備工事に係る入札辞退書在中」と朱書きして持参すること。
- 提出期間： 令和4年（2022年）1月25日（火）～3月17日（木）
期間中の土日祝日を除く午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）とする。

（5）契約後のVE提案について

- ① 契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。ただし、総合評価に関わる技術提案の範囲は対象としない。
- ② 提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは、請負代金額の変更を行うものとする。
- ③ 提案内容のうち設計者の協力が必要な項目については、その費用は受注者にて負担する。

（6）設計図書等及び入札参加資格以外に関する質問の受付及び回答

- ① 設計図書等に記載された内容及び入札参加資格以外の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

- 提出方法： 別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」の「設計図書等及び入札参加資格以外に関する質問書」（様式3-1）に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、「第5-2担当部局」に提出すること。
なお、メールタイトルは「設計図書等に関する質問（会社名記載）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 受付期間： 令和4年（2022年）1月26日（水）～1月31日（月）午後5時必着のこと。

- ② 発注者の判断により、質問の提出を行った事業者にその内容についてヒアリングを行うことがある。

- ③ 設計図書等に関する質問の受付にて提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、入札参加資格者全てに令和4年（2022年）2月15日（火）に電子メールにて回答する。

(7) 技術提案書及び入札書等の受付（二次審査）

入札説明書及び設計図書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した技術提案書並びに技術提案書に基づいた入札書、入札内訳書及び「第4-6-(5)-⑥」に示す「統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）」にかかる見積書を次のとおり「第5-2担当部局」に提出のこと。

なお、技術提案書及び入札書については「二次審査（提案）に関する提出書類」（別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」の様式4-1～4-5、様式5-1）を別添資料3「提案書作成要領兼提案様式集」に従い作成し、提出すること。入札内訳書は設計図書の数量明細書に対応するものの金額を表示したものに、住所、名称、代表者名、工事名称を記載し、押印したものを電子データとし、DVDにて提出すること。

- 提出方法： 技術提案書については、「統合新病院整備工事に係る二次審査（事業提案書類）在中」と朱書きした封筒に入れ、持参すること。
入札書、入札内訳書（DVD）及び見積書については、技術提案書とは同封せず「統合新病院整備工事に係る入札書在中」と朱書きした封筒に入れ、厳封し持参すること。
提出者は入札参加しようとする者の組織に所属している者とし、提出時にそれが確認できる物（社員証等）を提示すること。必要に応じて事務局がコピーをとる。
なお、提出された技術提案書に関する提出書類は返却しない。
- 提出期間： 令和4年（2022年）3月16日（水）及び3月17日（木）（午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く））の間に「第5-2担当部局」へ提出（必着）のこと。
提出の際は、前日までに技術提案書及び入札書等を持参する日時を電話にて連絡すること。
- 注意事項： 入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札は無効として当該入札参加者は失格となる。

(8) ヒアリング審査

- ① 技術提案書に基づいたヒアリングを次のとおり行う。
 - 実施予定日： 令和4年（2022年）3月28日（月）
 - 実施方法： 1者につき50分（提案者からの説明20分、委員からの質疑30分程度）を予定している。
ヒアリングは、事前に提出された書類を用いてのみ行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。
出席者は説明者5名以内及びパソコン操作者1名以内とし、配置予定の監理技術者が出席すること。
- ② ヒアリングの日時・場所等は、ヒアリングに出席する入札参加者に別途通知する。

(9) 入札参加に関する留意事項

① 一般的注意事項

- (i) 入札参加者は、伊丹市病院事業契約に関する規程において準用する伊丹市契約に関する規則、入札説明書、設計図書等を熟読の上、入札しなければならない。
- (ii) 入札期間に遅れたときは、入札に参加できない。

② 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (i) 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者が行った入札
- (ii) 入札参加者の代表者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札
- (iii) 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札
- (iv) 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成企業として構成している入札参加者が行った入札
- (v) 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- (vi) 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- (vii) 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (viii) 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (ix) 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
- (x) 談合によると認められる入札
- (xi) 「入札書」(様式5-1)、技術提案書(様式4-1～様式4-5)の内容等に不備がある入札
- (xii) その他入札の条件に違反した入札

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

- (i) 発注者の求める性能を確保した上で本工事を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独又は複数の企業(以下「構成企業」という。)により構成されるものとする。
- (ii) 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者は、協力企業とする。

② 代表企業の選定

- (i) 建設企業(単独)又は建設共同企業体の代表構成企業(第4-4(2)②「構成企業の個別参加資格要件」で規定する共同企業体の代表構成企業)を入札参加者の代表企業とし、入札参加資格確認申請(一次審査)に関する提出書類にて明らかにするものとする。

(ii) 代表企業は、本入札への応募手続や落札者となった場合の契約協議等発注者との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務全てについて責任を負うものとする。

なお、構成企業が負担する責任の詳細については、別添資料4「工事請負契約書(案)」(以下「請負契約書(案)」という。)において提示する。

(iii) 代表企業は、契約締結後速やかに、本工事を統括する監理技術者を選定し、本業務に専任させること。また、提案書において提案した者を監理技術者に選定すること(ただし、当該監理技術者が病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有する者を選定すること)。

(iv) 監理技術者は、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

(v) 監理技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、本工事の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。

(vi) 監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

(vii) 監理技術者は、本工事全ての期間を通じて従事すること。

③ 複数応募の禁止

(i) 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者(※)は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

(※) 資本関係のある者は次の(a)、(b)のいずれかに、人的関係にある者は次の(c)、(d)のいずれかに該当する者とする。

(a) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号及び会社法施行規則(平成17年法務省令第12号)第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(c) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

① 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

(i) 伊丹市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者

(ii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

(iii) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者

(vi) 法人でない者

(vii) 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てを

している者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

- (viii) 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- (ix) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
- (x) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
- (xi) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - (a) 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - (b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (c) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- (xii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (xiii) 親会社等（資本関係又は人的関係にある者）が(vii)から(xii)までのいずれかに該当する法人

② 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、入札参加資格確認申請書の受付日において、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

- 単独で応募する場合 : 次の (i) から (vi) までの要件を全て満たすこと。
- 共同企業体を結成する場合 : 次の (i) の要件を満たすこととし、代表者である代表構成企業は (ii) から (vi) までの要件を全て満たし、その他の構成企業は (iii) の要件を満たしていること。

(i) 単独及び共同企業体の構成企業のいずれもが伊丹市の令和 3 年度入札参加資格を有していること。また、共同企業体を結成する場合は、次の(a)から(c)までの要件を全て満たしていることとする。

- (a) 共同企業体の構成企業数は 2 者又は 3 者であること。
- (b) 1 構成企業当たりの出資比率は、構成企業数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。
- (c) 代表構成企業の出資比率は構成企業中最大とする。

- (ii) 単独又は共同企業体を結成する代表構成企業は、資格者名簿の「建築一式」に登録していること。
- (iii) 単独又は共同企業体を結成する構成企業は建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格登録名簿の対象工種に該当する種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (iv) 建設業法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。配置する監理技術者は、次の(a)の要件を満たすこと。
 - なお、落札後に実際に配置する技術者を変更する場合は、別途発注者と協議すること。
 - (a) 単独又は共同企業体を結成する代表構成企業は、建設業法第27条の18第1項の規定による建築工事業にかかる監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (v) 「建築一式工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営規模等評価結果通知書の総合評定値が、1800点以上であること。
- (vi) 次に示す(a)から(e)までの条件を全て満たす工事の実績を有していること。
 - (a) コリンズに実績が登録されている工事であること。
 - (b) 平成18年度以降に完成したもので元請企業として受注したもの。
 - (c) 発注機関が国の機関(独立行政法人・事業団等を含む。)又は地方公共団体であること。(コリンズに登録されている発注機関コードのうち、上位2桁が「00」から「60」までの機関)
 - (d) 病床数が400床以上であり、かつ免震構造を有した病院の新築工事であること。
 - (e) 共同企業体として有する工事实績については、代表者(幹事企業)であること。

③ 入札参加資格確認申請書の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (i) 参加資格確認申請書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。
- (ii) 落札者決定日の翌日から契約までの間において、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、発注者は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、発注者は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

① 著作権

本工事に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本工事の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、発注者は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本工事の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、発注者が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、発注者が費用を負担する。

(4) その他禁止事項等

① 発注者からの提示資料の取扱い

発注者が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

② 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

③ 提出書類の変更禁止

期日以降の提出書類の変更はできない。

④ 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 落札者の選定

(1) 施工者選定審査委員会の設置

① 発注者は、提案内容の審査に関して、公正性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的見地からの答申を参考とするために、学識経験を有する者等10名により構成される統合新病院整備工事施工者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項に定める学識経験者の意見は、委員会における学識経験者である委員の意見をもって代えるものとする。

③ 委員会は、伊丹市情報公開条例第7条第4号により非公開とし、委員名は落札者の決定後にとりまとめる審査講評の公表時にあわせて公表する。

(2) 審査の内容

① 審査の内容

委員会において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を総合的に評価し、落札候補者を選定する。

② 審査事項

審査項目は、落札者決定基準を参照すること。

③ 落札者の決定

発注者は、委員会による答申を踏まえ、落札者を決定する。

④ 審査結果及び評価公表

(i) 落札者及び審査講評の公表

発注者が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否についてメールで通知するとともに、「入札参加者」「落札者」「審査講評」等を市立伊丹病院ホームページにおいて公表する。

(ii) 落札の無効

伊丹市病院事業契約に関する規程において準用する伊丹市契約に関する規則に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

(iii) 事務局

事務局は、市立伊丹病院統合新病院整備推進班とする。

6 提示条件

(1) 予定価格

27,787,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

① 最低制限価格

設定しない

② 低入札価格調査

予定価格のうち、工事にかかる入札金額が低入札価格調査基準価格（20,840,250,000円）を下回る場合に限り実施する。

なお、低入札価格調査基準価格を下回った者は必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に該当したときは、事後の事情聴取等に協力すること。

③ 上記予定価格は「第4-6-(5)-⑤」に示すZEB対象工事を含み、「第4-6-(5)-⑥」に示す「統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）」に係る工事費は含まない。

(2) 発注者の支払に関する事項

受注者は、本工事の実施に係る一切の費用を、発注者から支払のあるまでの間、負担することとし、発注者は本工事の実施に係る対価を受注者に対し、別添資料4「請負契約書(案)」に定めるところにより、支払うこととする。

(3) 入札保証金及び契約保証金等

① 入札保証金

入札保証金は免除する。

② 契約保証金等

落札者は、請負契約締結と同時に、別添資料4「請負契約書(案)」に示す契約の保証を付さなければならない。

(4) 受注者の権利義務に関する事項

発注者の承諾がある場合を除き、受注者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。受注者が、本工事に関して発注者に対して有する債権は、発注者の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

(5) 請負契約の締結等

① 予想されるリスクと責任分担

発注者と落札者の基本的なリスク分担の考え方は、別添資料4「請負契約書(案)」を参照すること。

② 契約手続における交渉の有無

発注者は、契約手続において、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

別添資料4「請負契約書(案)」の解釈について疑義が生じた場合には、発注者と落札者は誠意をもって協議するものとする。

③ 請負契約の締結

発注者は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和4年(2022年)3月末頃に契約の締結を予定している。

④ 違約金の支払

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は本工事に関連する不正行為等の重大な事由により落札者が指名停止となり請負契約が締結できない場合、落札者は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払うこととする。

⑤ ZEBに係る契約

(i)本工事は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち、レジリエンス強化型ZEB実証事業(以下「ZEB」という。)に応募することを予定しているため、本工事の契約については、ZEB対象工事とZEB対象ではない工事に分けて契約する。

- (ii) ZEB 対象ではない工事については全体工事請負額から ZEB 対象工事請負額を引いた金額にて令和 4 年（2022 年）3 月末頃に契約の締結予定であるが、ZEB 対象工事の契約については、当該補助金の公募時期及び条件並びに施工の進捗状況に応じて契約（令和 6 年度を予定）を行う。
- (iii) ZEB 対象工事請負額は次の式により算定した金額とする。
ZEB 対象工事請負額＝全体工事請負額×（2,336,141,552／27,787,000,000）
- (iv) ZEB 対象工事にかかわる工事範囲は設計図書等を確認のこと。
- (v) ZEB 対象工事については契約及び当該補助金の交付決定までは施工することができない。

⑥ 別途発注工事

本工事を進めるに当たっては、統合新病院公共下水道管移設工事（仮称）（以下「下水道迂回工事」という。）を実施する必要がある。下水道迂回工事については、本工事契約締結後、速やかに発注者である伊丹市上下水道局と協議し契約を行うこと。本工事の入札書提出時には設計図書に示す参考図を基に下水道迂回工事の見積書（任意書式）を提出すること。

なお、下水道迂回工事に係る契約上限価格は 114,343,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

上記契約上限価格は参考価格であるため、令和 4 年度予算議決において下水道迂回工事に係る支出の減額又は削除があった場合はこの限りではない。

また、下水道迂回工事の契約締結日は令和 4 年（2022 年）4 月 1 日以降とする。

(6) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

第 5 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、市立伊丹病院統合新病院整備推進班のホームページにおいて行うものとする。

2 担当部局

募集手続における提出先・連絡先等の事務局は次のとおりとする。

担 当 部 署：市立伊丹病院事務局総務課

住 所：〒664-8540 兵庫県伊丹市昆陽池 1 丁目 100 番

電 話 番 号：072-767-1029

電子メール：itamihp-shinbyouin@city.itami.lg.jp

3 問合せ・メール等について

- ① 質問等の際に提出いただく個人情報、本事業における質問、回答及び連絡のための利用を目的とし、それ以外の利用・提供を行うことはない。
- ② 携帯、スマートフォンの電子メールを利用する場合、docomo、au、softbank 等各キャリアのセキュリティ設定によっては、メールが正しく届かない場合がある。併せて、市立伊丹病院ではスパムメール（迷惑メール）対策を行っており、送信メールが届かない場合があるため、送信に併せて、必ず電話で受信確認を行うこと。